

事業所名



株式会社コミュニネス

URL <http://communes.co.jp>
メール n-iida@communes.co.jp

有料職業紹介事業許可番号/23-ユ-302239

返戻金制度について

■返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が入社後3ヶ月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

- (1) 入社後1ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 80%
- (2) 入社後1ヶ月超2ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 30%
- (3) 入社後2ヶ月超3ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 20%

ただし、非常勤雇用で採用した場合や、雇用形態等の変更があった場合には、この返戻金制度は適用いたしません。また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合がございます。